

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

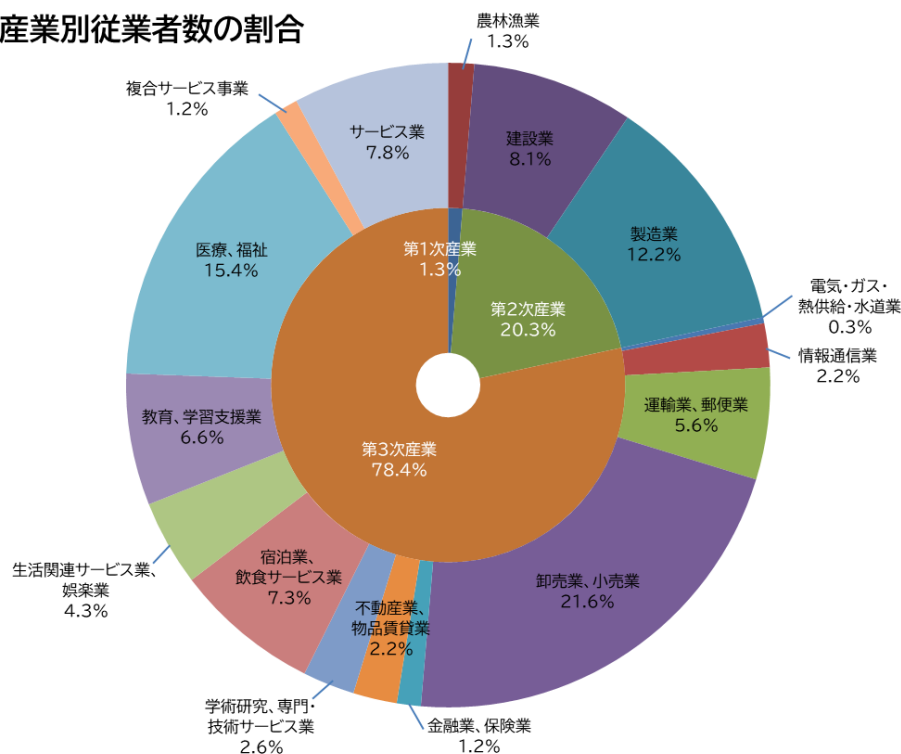
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①江別市の人口構造及び産業構造

江別市の人口は118,782人（令和5年4月1日現在）。出生数は横ばい、死亡数は増加傾向であるため自然減が拡大しているが、子育てや住宅支援対策などにより平成28年から転入者が転出者を上回る社会増となり、さらに近年の大型宅地造成等により、令和2年国勢調査の結果では人口増加に転じたが、全国的な人口減少の影響は避けられず、令和2年以降は減少し続ける推計となっている。

産業別人口構成は、平成28年6月1日現在で従業者総数33,426人のうち第1次産業が449人（1.3%）、第2次産業が6,783人（20.3%）、第3次産業が26,194人（78.4%）となっている。

産業別従業者数の割合

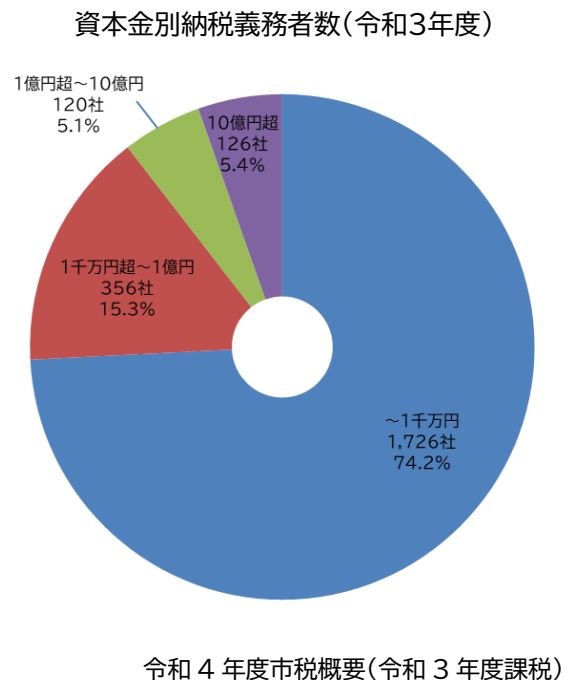
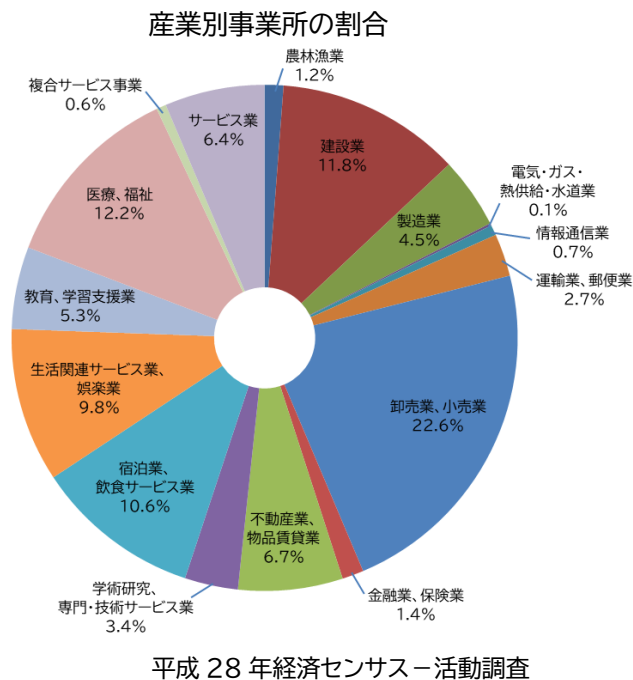


平成28年経済センサスー活動調査

市内には平成28年6月1日現在で約3,351の事業所があり、卸売業・小売業、建設業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉など様々な業種が立地しており、その内従業者数9人以下の小規模事業者は2,700社を超え、全体の約80%を占めている。

また、資本金1億円未満の事業者が約9割となっており、中小企業の構成

割合が高い状況となっている。



②江別市の中小企業の業況及び課題

江別商工会議所が市内中小企業 400 社（製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業）を対象に行っている市内中小企業景況調査では、令和 5 年 1 月調査において、業況を前年同期と比較すると製造業、卸売業、小売業、サービス業において改善し、建設業において悪化した。ただし、設備投資の状況では、今期に設備投資を行った割合は 25.0%で、前年同期と比較して卸売業を除く業種において、平均で 8.5%減少した。

また、経営上の課題としては、全業種平均で「原材料高及び不足」が 57.4%と高く、次いで「売上、受注の停滞減少」が 52.7%、「人材難・人材不足」が 37.3%となっている。このほか、「人件費等経費の増加」が課題上位にあげられており、特に建設業と小売業では 30%以上がこの課題を抱えている。

(2) 目標

こうした状況の中で、江別市の中小企業が人口減少と高齢化の影響に対応しながら、労働生産性を向上させ、将来に向けて事業を継続していくためには、先端設備等への投資が必要である。

そのため、江別市では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業が先端設備等導入計画に基づいて先端設備等を導入する際に支援措置を講ずることで、生産性向上のための設備投資を加速させ、域内の労働生産性を高めていく。

これを実現するため、計画期間中に新たに 20 件程度の先端設備等導入計画

の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

江別市は、その産業構造上、様々な業種の事業者が立地しており、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

江別市は、大都市札幌に隣接したまちで、市の中央部には国道12号と北海道縦貫自動車道（道央自動車道）が走り、インターチェンジが2か所ある。JR函館本線の江別・野幌・大麻各駅周辺を中心としながら、国道12号を主要な骨格として市街地が形成され、良好な住環境の形成や商業業務施設の立地、特色ある工業団地の開発などが行われた。

市内には3つの工業団地があり、市街地北側にある第1・第2工業団地には、製造業・物流業などが、南側にある江別RTNパークには、情報技術産業とともに食関連産業が集積している。

また、市街地を取り囲むように位置している農村地域では、直売所や貸し農園などのグリーン・ツーリズムへの取組、江別産農畜産物のブランド化などが進められている。

このように、市全域において事業活動が行われており、全ての産業の生産性を向上させるため、江別市全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

江別市は、様々な業種の事業者が立地していることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様であるため、本計画において対象とするのは、年率3%以上の労働生産性向上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月8日～令和7年6月7日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

江別市は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

江別市は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。